

[別紙]  
様式1

事業報告書  
(自 令和 4年 9月 1日 至 令和 5年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 諸岡整形外科医院  
①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用  
注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市三芳町2番20号
- (3) 設立認可年月日 平成15年 9月22日
- (4) 設立登記年月日 平成15年11月 6日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	諸岡整形外科医院	長崎県長崎市三芳町2番20号	

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項  
令和 4年10月24日 令和 4年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 諸岡整形外科医院  
 所在地 長崎県長崎市三芳町2番20号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 (令和 5年 8月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	68,948	I 流動負債	3,933
II 固定資産	20,068	II 固定負債	14,062
1 有形固定資産	3,702	負債合計	17,995
2 無形固定資産			
3 その他の資産	16,366	科 目	金 額
		I 資 本 金	9,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	62,021
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	71,021
資産合計	89,016	負債・純資産合計	89,016

様式 4 - 2

法人名 医療法人 諸岡整形外科医院  
 所在地 長崎県長崎市三芳町2番20号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和 4年 9月 1日 至 令和 5年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	83,671
2 事業費用	75,600
本来業務事業利益	8,071
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	8,071
II 事業外収益	760
III 事業外費用	353
経常利益	8,478
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	8,478
法人税等	1,735
当期純利益	6,743

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 諸岡整形外科医院  
 所在地 長崎県長崎市三芳町2番20号

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和 5年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	89,016 千円
2. 負 債 額	17,995 千円
3. 純 資 産 額	71,021 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	68,948
B 固 定 資 産	20,068
C 資 産 合 計 (A+B)	89,016
D 負 債 合 計	17,995
E 純 資 産 (C-D)	71,021

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有  賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有  賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 諸岡整形外科医院  
理事長 諸岡 聡 殿

私は、医療法人 諸岡整形外科医院の令和5年会計年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年10月27日

医療法人 諸岡整形外科医院

監事 諸岡 壽夫

